

平成28年第4回定例会会議録（第2号）

平成28年12月12日

○出席議員（24名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
4番	小野正明君	5番	森大輔君
6番	三重忠昭君	7番	野上泰生君
8番	森山義治君	9番	穴井宏二君
10番	加藤信康君	11番	荒金卓雄君
12番	松川章三君	13番	萩野忠好君
14番	市原隆生君	15番	国実久夫君
16番	黒木愛一郎君	17番	平野文活君
18番	松川峰生君	19番	野口哲男君
20番	堀本博行君	21番	山本一成君
22番	三ヶ尻正友君	23番	江藤勝彦君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

3番 安部一郎君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	狩野俊之君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	ONSENツーリズム部参事	松永徹君
ONSENツーリズム部参事	永井正之君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	総務課長	月輪利生君
政策推進課長	本田明彦君	職員課長	阿部陽一郎君

競輪事業課長 上 田 亨 君 社会福祉課長 中 西 康 太 君

生涯学習課長 永 野 康 洋 君 スポーツ健康課長 杉 原 勉 君

○議会事務局出席者

局 長	檜 垣 伸 晶	次長兼議事総務課長	挾 間 章
補佐兼総務係長	河 野 伸 久	補佐兼議事係長	浜 崎 憲 幸
主 査	安 藤 尚 子	主 査	佐 保 博 士
主 査	佐 藤 英 幸	主 査	波多野 博
主 事	橋 本 寛 子	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第2号）

平成28年12月12日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○19 番（野口哲男君） きょうは、議運の委員長からもちよつと私に対する要望がございましたので、できるだけ応えてまいりたいと思います。

ONSENアカデミア月間について、市長の提案理由の説明からお聞きします。

ビームスの起業・創業の理念とは。これは簡単に聞きますけれども、私は、やっぱり市長が言うように稼ぐ力をどのようにつくっていくか、非常に大事と思いますが、この起業の理念とはどういうことなのか教えてください。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

御承知のように株式会社ビームスは、1976 年、昭和 51 年 2 月に渋谷区原宿に 6 坪のショップとしてスタートしてまいりまして、現在、日本を代表するセレクトショップとして、設楽洋社長が育て上げた企業であるというふうに考えております。ビームスないし設楽社長の起業・創業の理念といたしましては、新しい才能を真っ先に評価し、さまざまなアイデアや新機軸を打ち出し、さらに日本の中に埋もれているよいものを海外に発信させていきたいというものであるというふうに認識しております。

○19 番（野口哲男君） いいことですね、すばらしいことですね。ただ、この次にある、起業・創業に挑む挑戦者を輩出する事業とはということとマッチしていくのだろうと思うのですが、この挑戦者を輩出する事業というのはどのようなことを考えているのですか。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

現在、株式会社ビームスは内閣府の地方創生加速化交付金の対象事業として認められましたので、今後はこの資金を活用しながら、イノベーションの拠点としてのイノベーション・プラットフォームを整備し、新たなものづくりや新たなサービスづくりの支援などの事業を行ってまいりたいと考えております。

○19 番（野口哲男君） 常々私は言ってきましたけれども、これは、別府に何が必要かということ、やはり若い人たちが別府に残っていただいて起業していく、もうかる企業をつくるということでございますので、この点については、今説明をいただきました。別府にマッチする企業というか、もうかる企業、これをぜひ早急に整備していただきたい。そのことが少子高齢化とかの対策になっていくと思いますので、ぜひよろしく願います。今後 5 年間で基本計画の中で実施されていくと思いますけれども、ぜひ我々も前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次にONSENアカデミアシンポジウムがありましたね。これは、開けるまでは私たちも何をやるのかな、どうなるのかなという心配なところがありましたけれども、やってみてよかったですね、市長。これはすばらしいことでした。こういう切り口で別府市が各温泉都市の先頭に立ってこういうことをやりながら、温泉地とはどうあるべきか、国際観光都市としてはどうあるべきか、そういうことについて考えさせられたこのシンポジウムではなかったのかなと思います。

そこで、ちょっと二、三、私もいろいろ参加をさせていただきましたけれども、お聞きしたいことがあるのですが、タトゥーということで、私もロトルアに行くと必ずああいう地ではタトゥーが当たり前で生活の一部になっているというようなところがありますから、この入れ墨とタトゥーの問題。私も暴力追放推進委員をしていますけれども、やはり私の以前の職場では、入れ墨の方の入浴はお断りしていたというようなことがございますけ

れども、別府市としては、このタトゥーに対してどのような見解を持っているのか、説明をお願いします。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

タトゥーの問題は、ONSENアカデミアの全体会の中で皆さんに協議をしていただいたところであります。別府市につきましては、現在、市営温泉においては、特に禁止というふうな形では取り扱いをしておりません。これは人権の問題、また必ずしもタトゥーをしている人が、全て皆さんから嫌がられているというふうなことではなくて、タトゥーをしていることで例えば威嚇しているとか、相手に対して恐怖を与えとか、そういうふうなことがもしあった場合は、迷惑行為として私らは捉えて、それについては遠慮していただきたい、困りますよという形でタトゥーは捉えているところであります。

最終的には、このアカデミアの全体会で話されたところでは、お互いの宗教・文化、外国において非常にこれが重要視されている状況の中でタトゥーを入れているというふうな国もありますので、こういうものについてこの多様性をお互いに認め合おうというふうなことで、皆さんで協議をしていただいて、今後その方向でも民間の方を含めて別府市においての取り扱いを協議していかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

○19番（野口哲男君） 2019年のワールドカップがあるし、オリンピックがあるし、キャンプ地もありますし、そういうラグビーの関係者というのは、そういうところからタトゥーが入ったところから来る強力チームがあるのですよね。だから、そういうところの部分も含めて早急にこれは警察等との連携もあるし、それから民間のそういう事業者との連携も深めながら、どういうふうにしていくかということをやっぱり検討する必要があるのではないか。外国人は全ていいとかいうことになるのかどうか。そういうことも含めてこれは市長、早急に検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に、急ぎますからね、答弁も簡単明瞭にしていきたいと思います。プロモーション動画、これは制作費と経済効果についてということをお聞きしたいのですが、いかがですか。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） この動画につきましては、3日間で100万回を超しております。先週末で243万回というふうなことで、全国的にも非常に注目をされているところであります。事業効果につきましては、先週末で中央のテレビ局ほかいろんなところで放映をしていただいた関係もありまして、推定で7億円以上の効果があっているのではないかと推定しております。

○19番（野口哲男君） 私は、もっと経済効果があつたのかなと思うのですが、これは、市長が「湯〜園地」をやりますよというアドバルーンを上げたわけで、今後についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） この「湯〜園地」計画につきまして、今後、専門チームを立ち上げまして、早い時期に皆さんにどういう方向でというふうなことをお示しできるように、今作業を進めているところであります。

○19番（野口哲男君） 話題性としては非常にいいことなので、これを前向きにぜひいい方向に取り組んでいただきたいと思います。

それからもう1つ。温泉マークについてちょっとお聞かせいただけますか。

きのうの合同新聞の「東西南北」にも、この温泉マークの件が書かれておりました。結局私たちは、やっぱり日本の文化としてこの温泉マークが定着しているということを考えたときに、経産省は、新しいマークと併用でもいいとか何とかいうような話も出ていますが、もう別府市としては、やっぱりこの温泉マークというのは現状のままでいいのではないかな、我々のこれは考え方なのではと思いますが、そういうことでこの温泉マークに

ついでの見解というのはどうなっておるのですか、別府市として。

- ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） この温泉マークにつきましては、先日、経済産業省の案内用図記号 J I S 改正委員会において協議がなされまして、別府市からもおんせん県観光誘致協議会の西田会長が出向いて、現状のマークのままでということで存続を要望しております。今後、来年の7月までに J I S 改正というふうなことで最終結論が出るということですが、別府市としましては、伝統文化ということで、これまで続いてきたものを守っていききたいということで考えております。

- 19番（野口哲男君） そういうことであれば、議会としても歩調を合わせて意見書を出すなり何なり、そういう取り組みが必要ではないかなと私どもは考えているわけで、別府のこの文化というか、油屋熊八も温泉マークを活用しながら富士山にああいう「湯は別府」というのを立てた経緯もあるわけで、「発祥の地」と言われますけれども、別府市は温泉マークを非常に重用してきたということがございますので、ぜひ別府市もそういう方向に行ったほうがいいのかという気がいたします。

それから、次に財源補正についてちょっと質問します。

この竹産業の件で、「別府人よ！竹産業に燦燦たる光を浴びせよ」。このキャッチフレーズはいいですね、誰が考えたのかわからぬけれども。こういう切り口でやってくると、我々はわかりやすくいいのではないかなと思うのですけれどもね。

ただ、このすばらしいキャッチフレーズなのですから、今、竹産業のイノベーションとかいろいろやっていますが、確かにこれから販路とか開拓していくとか、ニューヨークのある宝石店がバックに竹を使ってつくったとかいうこともありますけれども、そういうことも必要ではないかと思いますが、私が考えるのに、いろんな方々の、市民の意見とかいろんな方々の御意見をお伺いしますと、竹産業を支える竹林の整備ということが今問題ではないかなと思います。あちこち私、山の口とか城島とかに先般も行ってまいりましたけれども、竹林がやっぱり荒れているということがありますので、この竹林の整備については、業界とタイアップした中でやるのかどうか。そういうことについてもちっとお聞かせいただきたい。

- ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） お答えいたします。

御承知のように、竹産業を取り巻く状況でございますが、さまざまな課題があるかと思えます。現在、その課題解決に向けまして、「竹産業・ものづくりイノベーション協議会」を立ち上げまして議論を重ねている最中でございます。この協議会の中で、今御質問にありましたように原材料それから具材の調達、さらには製品の生産から販売までの一連の流れがあるわけですが、この一連の流れの中にある課題を対症療法的ではなく、包括的に解決しようということで考え方の共有を図っております。まさに御質問の中にもありました部分に関しましても、その流れの中にあるものだというふうに考えております。

したがって、その他の課題と同様にこの協議会の中で協議・議論され、結論づけられるものと思っております。その結論に向けて具体的な行動は起こしていきたいというふうに思っております。

- 19番（野口哲男君） 専門の竹を処理する機械とか購入したりしながらやれば、私は十分この管理ができていくのではないかなと思いますので、ぜひこの中で早急に結論づけをしていただいて竹林の整備ということをお願いしたいと思います。

それから、次に「別府は地球の中心・F I TはB E P P Uをめざす」という、これもなかなかいいですね。ただ、これ、ちょっと市民の方々はわかりにくいので、これについて説明をお願いします。

- ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

2019年のラグビーワールドカップ、また2020年の東京オリンピック・パラリンピック

の競技を契機にしまして、外国人観光客の方がさらに増加するということが予測されております。外国人の案内所スタッフの強化や外国語道案内、またガイドを行うなど、地域の歴史や文化を紹介するガイド案内士の人材育成や、また災害時のボランティア人材を育成普及する仕組み強化が必要というふうに考えております。

今回、財源補正という形でさせていただいていますが、生涯活躍の場である、またアクティブシニアの方にこういうふうな災害時、また外国人の方をおもてなしするときのボランティア等になっていただくための学びの場として創出する事業として財源補正をさせていただいたところであります。

- 19 番（野口哲男君） これまでもいろんなこのおもてなしとかいうことについては市民全体でとか、いろいろ言われてきましたけれども、なかなか関係産業の方々とか、いろんな方々がおもてなしということを常に言われるのですけれども、なかなか市民全体でこのおもてなしというのは浸透していないような気がしますので、この点についてはぜひ市民全員に何かわかるようなおもてなしに取り組めるような、そういうことを何かやっていただきたいと思います。これは皆さんで考えてください。

時間がないので次に行きます。ラグビーワールドカップのキャンプの補正、これはよかったですね、これだけのものがね。長野市政、なかなかこれ、国からの補助金とかいろんなものを、いただいて実行していますので、これはいいと思います。

それから、ワールドカップの件については、一般質問等でもまた出てくるかと思うので、これについては、これから先はぜひ成功するように、キャンプの誘致が成功するように取り組んでもらいたいということを要望して、この質問は終わります。

次に行きます。議第 104 号の機構改革について。

これは、機構改革の必要性というのは、確かに、私は全協の場でも言いましたけれども、新しい業務とか新しい 5 カ年計画とか決まった中でやっぱり機構改革というのはやっていかなければならない。どこかにひずみが出てくるわけでありまして、新しいそういう政策に対して一定程度の機構改革は必要ではないかな、私はそう思っております。

その中で人材の育成というのを言わせてもらいましたけれども、その人材の育成というのが機構改革についていかないと、機構改革そのものが浮き上がってしまうようなことになりますので、このシステムの改革の必要性和人材の育成にぜひ時間をとっていただきたい。というのは、やっぱり重要な職場であります。それは何かといいますと、やっぱり議会事務局とか観光とか、それから政策推進とかいうのは、二、三年で異動してしまうと十分な育成期間というのが得られないのではないかな。観光あたりは、特にある民間企業に出向させてでも勉強させるとか、そういうことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはどのように考えておりますか。

- 総務部長（豊永健司君） お答えいたします。

人材育成の件でございますが、ますます多様化・複雑化して、目まぐるしいスピードで変化し続ける行政ニーズに応えられるようにするためには、やはり専門的な知識と経験を持つ人材を育成することは必要だと思っております。それにつきましても、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

- 19 番（野口哲男君） 議会の中でもそういう話が出ていますので、ぜひこの点についてはしっかり取り組んで、実効が上がるようお願いをしたいと思います。

その次に行きます。窓口業務の充実というのは、今までずっと言われてきましたが、市長は「ワンストップ」という言葉ではもう取り組んでおられるということでございますけれども、いじめとか虐待とか貧困とか、そういうこともありまして、やっぱりそういうものも含めて、教育委員会だけではこのいじめあたりは非常に難しい。昨今の報道にあっても、ああいう福島からの移住者がいじめられて、それが学校も教育委員会も確たるその対

策も打てないまま子どもが不登校になったということもありますから、この窓口業務のワンストップ化というので私も提案をしていきますけれども、ぜひこれをしっかり取り組んでいただいて、少なくともたらい回しが起こらないような体制をこの機構改革の中でもしっかりつくってもらいたいと思います。この点についてはいかがですか。

○企画部長（工藤将之君） 答えいたします。

1点目は、子どもを取り巻く——先ほどのいじめの問題ですけれども——さまざまな状況等に鑑みまして、部局横断的な取り組みについて努力してまいりたいと考えております。

2点目のワンストップサービスの件ですけれども、昨年行いました若手職員から成るPTの、プロジェクトチームの報告書を踏まえまして、現在、総務省の業務改革プロジェクト事業の一環として市役所の業務フローを見直し、あるべきワンストップ窓口の業務フロー、流れについて検討しておりますので、その成果を生かして今後の窓口ワンストップ化について努めてまいりたいと考えております。

○19番（野口哲男君） ぜひ、しっかりやっていただきたいと思います。

では、議第116から議第123号まで、指定管理者についてお聞きします。

これで、もう全部聞いたら時間がなくなるので、まず体育施設管理運営に要する経費、これはスポーツ健康課関係と、これパークゴルフ場も入りますけれども、振興センター関係ですね、これについてお聞かせいただきたいと思います。

まず、この複数の応募者があったのかどうか。それと同時に、その中で競争の原理は働いたのか。それから、過去の管理者としての評価はどのようになったのか。それから、人件費、物件費等の基本的なガイドライン等はどのように判断したのか。それから、自助努力による経費の削減等の評価点とか、そういうものについてはどのように考えているのか。この点については、振興センター関係、まずお願いいたします。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） 振興センター関係ということで、ONSENツーリズムに関係する部分についてお答えいたします。

現在、志高湖の野営場グループ、ここが、振興センターが管理をしておりまして、今回の指定管理の更新につきましても、振興センターより応募がありました。そのほかもう1件ということで2件の応募がありまして、選定委員会をつくりまして協議をさせていただいたところであります。その中で、今どういうふうな項目に沿って判断をしたかといいますと、住民の平等な利益が確保されるとともにサービスの向上が図られること、それから、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。そして3つ目が、管理の経費の削減が図られていることということ。それから4つ目が、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力があるかということにつきまして、総合的な審査を行いまして、候補者の選定を行ったところであります。

○教育参事（湊 博秋君） お答えをいたします。

これまで、別府市総合振興センターが行ってきました施設の管理の件でございます。今回につきましては、複数の応募がございました。複数の応募があったということで、競争の原理は働いているものと考えます。

続きまして、指定管理者の判断基準でございます。応募者から事前に法人の概要また管理運営、それから基本的な考え方、業務計画、収支計画等を事前にいただきまして、それを見て判断をさせていただきました。

評価点につきましては、選定委員の皆様の一定の評価を得たと思っております。

○19番（野口哲男君） これは、私が言いたかったのは、やっぱり委員会でも取り上げさせてもらいますけれども、個々の問題は委員会で行います。ここで全体的な話を聞きましたが、やっぱりお客様からのいろんな要望とか何とかにどのように応えられたのかとか、それから問題点をどのように把握して、それを解決したのかと。過去の評価点というのが、

かなりいろんな問題が我々も耳に入っておりますので、そういう点については深く反省をしながら、できるだけ自助努力もしながら、この指定管理者を遂行していただきたいということをお願いして、この点については終わります。

私の質問は、ちょっと時間が 20 分では終わりませんでしたけれども、委員長、そういうことで終わらせていただきます。

○ 11 番（荒金卓雄君） 公明党を代表しまして、議案質疑をさせていただきます。

初めに議長にちょっと順番等の変更の了解を申し上げます。議第 103 号の介護保険事業特別会計は、事前の説明を十分聞きましたので、もう質問は取り下げます。それと、最初に議第 98 号で職員人件費、また 2 番目の職員人事管理に要する経費。これ、職員課になりますので、続けて議第 107 号の別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを続けて質問させていただきます。その後に臨時給付金そしてまた体育施設、この順番で行きますので、よろしくお願いします。

初めに職員人件費、これはマイナスで 7,600 万円今回上がっております。また、職員人事管理に要する経費、これもマイナスで 280 万円計上されております。今回は人事院勧告に準拠した給与改定や人員の異動に伴う職員人件費の補正というふうに理由が述べられておりますが、今回は人事院勧告はマイナスの分だったのか。この、まずマイナスで給与等が、共済費等もマイナスになっている理由を、説明をお願いします。

○ 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

まず、今回の補正予算の中で人事院勧告に伴う分につきましては、勤勉手当の 0.1 カ月分の引き上げとなっております。ただ、給料等ほかの手当関係でマイナス、それぞれマイナスがございましたので、最終的結果としてマイナスの補正計上となっております。

○ 11 番（荒金卓雄君） では、もう 1 つ。職員手当の常勤職員のところが 9,480 万円の追加ということになっており、額も大きいのですけれども、この内容の御説明をお願いします。

○ 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えをいたします。

職員手当につきましては、今回、人勧の増額部分がありますが、熊本地震に伴う時間外手当の額が、大幅に増額しております。その結果が 9,480 万円の増額補正となっております。

○ 11 番（荒金卓雄君） 今、課長がおっしゃった熊本・大分地震での時間外の計上、時間外手当の計上が大きいということですが、その額また対象人数といえますか、そういう中身の御説明をお願いします。

○ 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） まず、熊本・大分地震の時間外の増額につきましては、約 6,800 万円になります。その震災の従事者としては、人数的に約 900 名となっております。この期間の増額につきましては、4 月 14 日から 6 月末までの災害復旧に携わった従事員の数となっております。

○ 11 番（荒金卓雄君） 熊本・大分地震で緊急体制で避難所等への深夜 24 時間体制での職員の皆さんの配置、こういうのは私たちも知っておりますが、6,800 万円、額としては非常に大きいわけですが、これ、課長のほうからいただいた資料を見ましても、平成 27 年度の 4 月から 10 月までの時間外手当と、今回計上されていますこの 9,800 万円を加えて平成 28 年の同じ時期の 4 月から 10 月で上がっているのが、対比が 166%、非常に大きいわけです。これは緊急の、またハードな職務に基づいての時間外手当ですから、どうこう言うつもりはございませんが、私、1 つは、これで働いた職員の皆さんの人数なり、また時間なりの記録が、この職員手当というだけではなくて、先般、今回の熊本地震の第 1 次の報告というのをいただきました。あの中にいろいろ市役所の体制、緊急体制がどうとられたというのが載っておりますけれども、いかんせん、延べで 900 名近い皆さんの働いたという記録が、あの中にはなかったのですよ。私は、記録として残して、万が一の大

災害時にはこれだけの人力が、マンパワーが要るのだというような意味でも、しっかり記録として残してもらいたいというのを、1つ要望しておきます。

もう1つは、臨時職員の賃金が3,300万円ということでアップ、増しておりますけれども、こちらのほうの内容はどういう内容でしょうか。

○次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えをいたします。

臨時賃金の増額につきましては、非常勤職員の退職または育児休暇の方の増員、それに伴う代替臨時職員としての増員、増額となっております。

○11番（荒金卓雄君） はい。こちらのほうは育児休業また産休、さらに病欠も入りますね、病欠休職。その、これまでも産休とか育休は望ましいといったらあれですが、人数が大まか、いただきましたけれども、病気休職に関してですね、平成27年度が18名で上がっていましたが、28年度は11名というふうに減っております。この理由。望ましいことと思いますが、その内容はというふうになっていますか。

○次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えをいたします。

まず、病気休職期間になられた方の職場復帰への支援ということで各所属長、人事担当課それと健康管理のスタッフ等で、療養中から職場復帰へのリハビリ出勤の調整、面談で、リハビリ出勤を経て復職という流れになりますが、その辺の経過ごとの支援を関係部署で行った結果、平成27年度と比較して病気休職の方が減っている状況です。

なお、この平成28年度当初の11名という形でせんだって協議の中でお伝えしましたが、11月末現在でそのうち7名の方が復職している状況に至っております。

○11番（荒金卓雄君） 明るい方向に行っているということは、私は評価いたします。経験もある、またいろんな人脈もある、そういう方が、何らかの理由で一時休職になっても、また復帰してこれる、そういうルートがちゃんとされている、また、そういうふうに向かい進んでいるというのは、ぜひ今後もしていただきたいというふうに思います。

この職員給与に関して結びに、いただいておりますこの補正予算案の予算書の56ページから給与費の明細表というのが出ているのですが、59ページの級別職員数、いわゆる給与表の1級から8級までの人数が、補正前と補正後ということで出ておりますね。これ、私も数字を見る限りは主に6級、7級の人数が減って、5級、4級の人数がふえているという数字になっております。これは私、いわゆるわたりの解消の成果というか、結果なのかというふうにも思ったのですが、それはどうでしょうか。

○次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

平成28年4月1日時点で、わたりの解消を全て行っております。その結果、議員御指摘の人数の、級別の人数の変更になっております。

○11番（荒金卓雄君） はい。わたりが解消したということで、よろしいですね。

もう1つは、これは市長も昨年、首藤議員とのやりとりの中で、わたりを絶対になくしていくという断言をされましたので、これはもうこれまで県内で何市しか残っていなくて、その中に別府が入っていたのが、じくじたる思いがありましたけれども、これは1つの成果というふうに思います。

では、次の議第107号の別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正。これは説明書を見ますと、いわゆる失業者の退職手当ということで、私もこれまで聞いたことがない用語なのですが、まず、この失業者の退職手当の内容を説明ください。

○次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

失業者の退職手当の内容につきましては、まず公務員につきましては、地位が安定していることや、退職しても退職手当が支給されることから、雇用保険法の適用対象から除外されていますが、退職手当が支給されない場合や少額、例えば雇用保険法による失業等給付相当額に満たない額である場合において、労働者の生活安定、求職活動の促進を図る必

要性から、雇用保険法との関連において失業者の退職手当の制度を設けております。

- 11 番（荒金卓雄君） 非常にわかりにくい説明ですね。私も調べました。結局、公務員の皆さんは雇用保険には入っておりません。ですから、何らかの形で退職をしても、失業保険は出ない。退職金はもちろん出ます。いわゆる不祥事等で処罰されての退職でない限りは出ます。これが民間と比較して、例えば、3年ぐらいで民間の一般企業を退職した場合に出る失業保険の金額というのが、大まか90日ぐらいの支給日数だと思いますけれども、それと比較して、3年で退職した公務員の方がもらう退職金、これは算定の式がありますけれども、それがいわゆる民間のその人が退職したときにもらえるはずの失業保険の金額に退職金が満たないときに、その差額をこの法律また条例に基づいて支給するということですね、内容は。ちょっと確認。

- 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） 議員御指摘のとおりであります。

- 11 番（荒金卓雄君） 要は民間の人は失業保険に入っている。それは失業保険金を、保険料を払っているわけです。ですから、退職したときには、企業によっては退職金がないところもあります、中小企業、また早期の退職。私が実際聞いた事例では、14年間勤務しても退職金がわずかと言ったら恐縮ですが、85万円でしたと。それに加えて、あと失業保険の、一生懸命駆けずり回ったというお話を聞きましたが、恐らく公務員で14年勤めれば、ん百万に届いているのは間違いないと思います。だけれども早期退職、1年、2年、3年程度で退職したときに、公務員の場合には退職金が少ない。だけれども、その年齢、その収入で退職したときにもらえる失業保険の金額を算定して、それを退職金がそれよりも少ないときに補填をするというのが、この条例なのです。民間の感覚からしたら、退職金さえ厳しい。頼りは失業保険です。失業保険は、保険料を払っているから権利としてもらうわけですね。ところが、この条例、この失業者の退職手当というのは、たまたま早期にやめたから、自己都合でやめたから、その退職金が少なかったから、通常の基準の失業保険の額に満たないから、その差額を支払うということで、この財源は何ですか。

- 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） 職員手当で支給しております。

- 11 番（荒金卓雄君） いわゆる税金ですよ、財源は。一般の民間の人たちが失業保険を受け取るのは、保険料を払っていますから、もちろんそこに公費はある程度入っていますけれども、もらう権利がある。だけれども、その公務員の方の早期退職のときには、雇用保険には全く無関係ですから、その失業保険をもらう権利を主張することはできないのに、退職金が通常やめたときの失業保険金よりも少ない場合に出るというのは、私は厚遇され過ぎているのではないかというふうに思います。これはもう法律の上、また、これまでも継続しているということですが、ちなみに別府市役所で、この何年間かでこの制度を利用して受給、この失業者の退職手当を受けているケース、何件あって、幾らぐらいですか。

- 次長兼職員課長（阿部陽一郎君） お答えをいたします。

平成20年から平成26年、この間で支給を受けている方が、件数で13件、支給額としまして約715万円になっております。

- 11 番（荒金卓雄君） もうこれ以上は申し上げません。果たしてこれでいいのかというちょっと疑問を呈して、この質問は終了します。

では、次に臨時給付金に関してお尋ねします。

今回、補正予算で上がっています臨時福祉給付金の内容の説明を、まずお願いします。

- 社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

今回の臨時福祉給付金は、本来、平成29年4月から消費税が10%に引き上げられる予定であったものが、平成31年10月からの引き上げとなったために、この延期された2年6カ月分に対応して支給されるものでありまして、平成26年4月の消費税率引き上げ以降、今回の補正で通算4回目となっております。

○11 番（荒金卓雄君） はい。今回は4回目ということで、平成26年から過去3回、3回目が実は今行われておりますね。私もいろんなテレビでのCMですとか、また市報にもよく申し込み期限が近づきましたというようなのを見ておりますけれども、ちょっともう、いろいろごっちゃになってなかなか、わかっているようでわかっていないという面があるかと思います。今回の補正予算が4回目ということですが、過去3回分をちょっと整理して説明をお願いします。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

過去3回の対象期間及び金額についてであります。消費税が8%に引き上げられた時点での1回目では、平成26年4月から27年9月までの18カ月分として1万円を、次に2回目では、平成27年10月から28年9月までの12カ月分として6,000円を、そして3回目は、平成28年10月から29年3月までの6カ月分として3,000円を現在支給している状況であります。

○11 番（荒金卓雄君） では、それぞれ3回分の実際に申請をした人の申請率、それはどうなっていますか。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、臨時福祉給付金の申請率についてであります。1回目、平成26年度は87.7%、2回目の27年度は87.3%、そして、現在支給しております3回目、28年度におきましては、11月末時点で77.4%というふうになっております。

○11 番（荒金卓雄君） 決して高い率ではないのではないかと思います。特に現在進行形の3回目の11月末でのが77.4%ということで、前回1回目と2回目の数字から10ポイントもまだ低下しているわけですが、この理由はどういうふうに考えていますか。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まずは、過去の2回に比べて金額が3,000円と低いことが、一番大きな要因ではないかというふうに考えております。さらには、11月末時点での集計値であると。まだ現在進行中であるということも1つの理由かなというふうに考えております。

○11 番（荒金卓雄君） はい。私は、この77.4%現在進行形のやつはある程度、80%を超えてもちろん上がってもらいたいわけですが、これは全国的に見ても実はなかなか90%を超えるというところはない、80%どまり。低いところは70%とか、そういうところもあります。

それで、課長のほうからは、その申請率を上げるために、まだ未申請のところに催促の、催促というか、再通知を出した。また、さらに2回目の再通知を出したりというお話を聞いていますけれども、私は、それだけではもう頭打ちのところではないかと思うのですよ。これは確かに国の政策ではありますけれども、消費税が5%から8%に上がって、それが実は当初は平成29年度10%に上がって、そこで終わるはずだったわけです。ところが、総理の判断で2年半延びました。それで今回その2年半分の金額をまとめて1万5,000円支給するというのを出しているわけですね。ですから、逆に10%に2年半後も、上がった後は、これはもう軽減税率の制度が入ってきますから、もうこの臨時福祉金は恐らくないというふうに思いますけれども、その点はどうでしょう。

○社会福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

臨時福祉給付金、いわゆる簡素な給付措置は、税制抜本改革法において複数税率等の低所得者対策が実施されるまでの間、暫定的・臨時的措置として位置づけられております。今、議員がおっしゃるとおり平成31年10月以降は、酒類や外食を除く飲食料品などを対象に軽減税率制度が開始されるという予定でありますので、臨時福祉給付金を実施すべき法律上の条件が解除されて、今回の給付をもって終了するものではないかというふうに考えております。

○11 番（荒金卓雄君） ですから、課長、今回が4回目、最後。なおかつ1万5,000円という金額も大きいです。ですから、私は、申請率を思い切って目標を持ってしっかり取り組んでいただきたい。私は、90%をぜひ超えてもらいたい。また、その申請率を伸ばす手を、今みたいに2回目の督促状、督促状というかお知らせ、3回目のお知らせというだけではなくて、もう対象者はほぼ同じです。また、今回4回目のやつは、3回目と対象者は同じです。ですから、まだ未申請の方の名簿把握はできるはずですよ。ですから、その中から、例えば外国の方もいらっしゃると思いますよ、また新しい1歳以上がいただけますからね、そういうところまで徹底されていないようなものもあるかもしれません。また長期入院、こういうような特殊な事情もあろうかと思います。私は、福祉課として一回それは国からの法定委託、法定の事業ではありますけれども、もう最後だから90%を超える目標を上げてやってもらいたい。これを申し上げまして、この項を終了いたします。

では、最後に体育施設整備に要するという事で温水プールのことをお伺いします。

今回、温水プールの改修工事が上がっておりますが、この改修工事の内容を御説明ください。

○スポーツ健康課長（杉原 勉君） お答えいたします。

このたびの工事では、ろ過循環機ポンプと配管の改修を行います。温水プールは、年次計画に基づきまして今月の1日から来年の3月中旬にかけて、天井や照明の改修、また壁の塗りかえなど大規模な工事を現在行っており、現在休館というふうな状況になっております。

このたびのろ過循環ポンプ等の工事につきましては、年次計画で来年度行う予定でしたが、2年続けて長期間休館し、利用者の皆様に御迷惑をおかけしないよう、今回の大規模工事にあわせて行うものでございます。

○11 番（荒金卓雄君） はい。このろ過循環ポンプというのは、非常に重要なものです。私も、今回温水プールをちょっといろいろ調べてみましたが、これは平成6年の12月に竣工スタートしておりますけれども、そのときに掲げた温水プールの出発点というか、大方針があるのですね。まだ御存じない方のほうが私は多いと思いますけれども、これが日本一清潔なプールを目指して設計されたものである。温水プールの正面玄関のところに、石碑があります。当時の中村市長がつづったものですが、その冒頭に「日本一清潔なプールを目指して設計されたものです」と。

ですから、今回、このろ過循環ポンプを改修するということですが、通常、日常的に定期的に水質検査、それが明確にされているかどうか、そこはどうですか。

○スポーツ健康課長（杉原 勉君） お答えいたします。

年4回の水質検査を行っており、薬剤師のほうにその検査の中身についてさらに調査をしていただいております。

○11 番（荒金卓雄君） はい。いわゆる通常の水質検査はされているということですが、このスタートのモットーの「このプールは日本一清潔なプールを目指して設計されたものです」という、この何といいますか、カラーが、果たして今の温水プールの運営、またはいろんなPRにあるかという、私は埋もれているのではないかと思います。正直、私も今回いろいろ調べる中で知ったのです。我々の会派の先輩議員が、実は平成15年に、この温水プールが建設されて10年目のときに、「この日本一清潔なというモットーに基づいて、ろ過装置等をしっかり整備していく必要があるのではないですか」という質問をされているわけなのです。

今回、22年目になって初めて。それも何かトラブルになってないことは幸です。また今回、利用者視点ということで天井の工事で3カ月近く閉めますから、それと期間を合わせる、それをその期間に入れ込む中でやるということですから、私は、それは評価します

けれども、今後の温水プールの運営の上で、何度も申し上げます、日本一の清潔なプールを目指すというこのモットーを何とかよみがえらせて特色を発揮していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終了します。

○10 番（加藤信康君） それでは、通告どおり進めさせていただきたいと思います。

まず、議第 98 号別府市一般会計補正予算（第 7 号）の 52 ページと 61 ページの債務負担行為額の分です。よろしいですかね。大丈夫ですかね、課長、おりますね。

私も知らなかったのですが、こういう市有文化財があるということで、まず、この市有形文化財の修復について、このものについてどのような、私も余りこういう骨とう品になるのか文化財になるのかわかりませんが、知識がないもので、どれほどの価値があって、別府市にどういう縁があるのか、その辺をお聞かせください。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えいたします。

この絵画につきまして、簡単に説明させていただきたいと思います。

描かれている人物は雪村友梅、これは鎌倉時代後期から南北朝時代にかけて活躍したいわゆる名僧でございます。鎌倉五山あるいは京都五山、それから大分市の万寿寺、これは大友家の菩提寺でございますが、そこの住持を務めるなどしておるところでございます。

この絵画につきましては、長い間、約 600 年間、赤松地区の松音寺というお寺、現在は赤松の公民館になっておりますが、そちらのほうで保管されていたものでございます。描かれている人物が、非常に高名な僧であること、それから、大分県内では数少ない中世にさかのぼる肖像画、それから描写の見事さ、こういった点から考えまして、極めて貴重な文化財であるというふうに認識をしているところでございます。

○10 番（加藤信康君） あれですね、別府に 600 年前からあるという、そして、それが非常に貴重なものである。少し傷んでいるのでしょうか、それを修復するという予算だと思うのですが、僕は、もう少しその物語を知りたいのです。ただあるだけで、どれほどの価値があるものかというのが、まだぴんときません。実はどこにおった方なのか、そして別府にどんなことをしたのかとかね。ただ持っているだけでは、何の意味もないのですけれどもね。これを高額な修理費を使って修復するというものですから、当然今後のことも考えていると思うのですよ。ただ飾るときに全く別府に縁のない絵を飾っても僕は意味がないと思うのですよ、価値がわかりませんから。やはり物語があるのだと。今後展示をして、こういう絵ですよ、これから別府の宝としてずっと後世に、皆さんに利用していただきます、見ていただきます、それが必要だと思うのですけれども、そこら辺についてお考えがあれば。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えいたします。

ただいま、物語ということでございますが、この僧の肖像画がなぜ別府市の赤松にあるのかということを考えたときに、説明いたしますと、かなり長くなりますので省略をさせていただきますが、そういったこともあわせて、展示の際には当然そういった表示をしていくものというふうに考えております。

また、活用につきましては、市役所の中の展示室、あるいは、これは絹本着色といいまして、絹でできておりますので、非常に温度・湿度、そういった管理が必要ですので、そういった設備のある施設、それから、その宗派にとりましては非常に大切な人物でございますので、いろいろなところからの展示の依頼といったことも考えられますので、いろいろな機会を捉えて、皆様に見ていただくということを考えたいというふうに思っております。

○10 番（加藤信康君） ちなみに、最初にちょっと聞き忘れたので、市有形文化財ということで、これは市の持ち物ですか。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えいたします。

もともとは赤松の自治会の持ち物でございます。市指定にしたとき、8 月に指定をして

おりましたが、その時点におきましては、赤松自治会の所有ということで、先日、別府市のほうに寄贈されましたので、現在は別府市の所有ということでございます。

- 10番（加藤信康君） 修復も含めて否定するものではありませんが、今言われたように、やはり別府に縁のあるものだからこそ市の有形文化財になろうと思います。関係のない地域のものを幾ら持っておっても、僕は、そこに修復をして展示をする意味が出てくるのかなという気がします。そういう意味ではしっかりとその展示をされた内容も含めて、使い方も含めてその考え方をしっかり持つべきだというふうに思います。債務負担額も含めて600万円近くのお金をかけるわけですよ。それだけの価値があるものとしての判断だと思いますので、しっかりと市民に示していただきたいというふうに思います。それを要望して、次に行きます。

議第100号の平成28年度別府市競輪事業特別会計補正予算、予算書で言うと10ページですけれども、この説明書に、一番裏側ですね、照明設備等借上料で4億6,673万5,000円。これについてお聞きします。

照明設備等の整備、または借上料ということなのですからけれども、まず、新聞報道でも出ていましたナイター競輪及びミッドナイト競輪を実施するための補正予算ということですので、ナイター競輪及びミッドナイト競輪を実施するに至った経緯・経過をお伺いさせていただきます。

- ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

現在、日本国内には43の競輪場があります。従来の競輪開催におきましては、日中に開催が集中することから競合する開催も多くて、売上金も分散するというふうな傾向がありました。一方、ナイター競輪及びミッドナイト競輪では、競輪場の立地条件等によって照明設備を設置できないというふうな競輪場も多く、競合開催が少なくなって売上金も確保しやすいという状況があります。こうしたことから、ナイター競輪及びミッドナイト競輪を開催することによりまして、競輪事業の収支の改善を図るとともに、地域経済への貢献もできるということで、十分に周辺環境、近隣の方にも御配慮をさせていただきながら事業運営に努めることが最良の方法ということで、今回このミッドナイト競輪、ナイター競輪の開催をお願いしているところでございます。

- 10番（加藤信康君） やはり収支予測が大事だろうというふうに思いますが、実際にこのナイター競輪、ミッドナイト競輪を実施した場合にどの程度の売り上げ見込み、すなわち収入増を予測しているのかをお聞かせください。

それと、リースですから、5年たったら多分競輪場の持ち物になるのだろうと思うのですが、そこら辺の確認をさせていただきます。

- 競輪事業課長（上田 亨君） お答えいたします。

売り上げ見込みにつきましては、開催のグレードにもよりますが、ナイター競輪では6日間で約13億円、この内訳につきましては、F1開催8億4,400万円、F2開催では4億7,700万円を見込んでいます。また、ミッドナイト競輪では6日間で約6億円を見込み、合計で約19億円の売り上げを見込んでいます。

また、収益予測につきましては、ナイター競輪では約2,000万円、内訳はF1、1,700万円、F2開催で240万円、ミッドナイト競輪では約4,500万円を見込んでおり、合計で6,500万円の収益を見込んでおります。

さらに、収支面について御説明しますと、通常の開催をした場合、これはナイターでなく昼間の開催をした場合、12日間で赤字分が発生しますが、それを解消するとともに、先ほど御説明しました収益見込みが6,500万円ございますので、合計で1億2,500万円の実質収支の改善を見込んでいます。

リースの関係につきましては、リース期間を5年間と設定し、利率は1.8%を見込んで

おります。なお、この5年間のリース総額につきましては、約3,400万円を見込んでいるところです。

○10番（加藤信康君） 済みません、確認。債務負担行為額は4億6,000万円なのですが、今、リース代総額が5年間で3,400万円、ちょっと数字がわからないのですけれども。

○競輪事業課長（上田 亨君） お答えします。

リースの債務負担行為の4億6,600万円は、本体も含めましてということで、リース料の関係の部分を引き抜きますと、3,400万円のリース代を見込んでいるというところでございます。

○10番（加藤信康君） はい、わかりました。では、本体部分を買うということになるのですかね。説明がよくわからない。もう本体も全てリースするというふうに思っていたのですけれども、その説明も加えて、収支予測です。今は、現時点ではナイター、またミッドナイトに参入する場がまだ少ない。では、今後ふえてくるのかという予測までやっぱりしておかなければならないだろうと思いますし、では、ナイター、ミッドナイトをやることによって日中開催が間違いなく、現時点では赤字の部分も解消するとなっていますけれども、果たして現状のままいくのかどうか。様子をやっぱり見ながら、ローリングしながら収支予測をしていかなければならないというふうに思います。これだけのお金をかけて5年間で解消できるとは思っていませんので、やはり今後数年、10年、15年までの収支予測をしっかりしていかないと、では、果たしてやった意味があったのかという気がしますので、そこら辺をしっかりとお願いしたいと思います。

済みません、今の機械の部分は、細かい説明をお願いします。全部リースと思っていたのですけれども、どういう形になっておるのですか。

○競輪事業課長（上田 亨君） お答えいたします。

4億6,600万円の内訳でございますが、ナイター、ミッドナイト競輪に要する部分で照明設備が4億1,500万円を見込んでいます。それと場内の監視カメラの関係もございまして、これが5,100万円ほど見込んでおります。この照明設備、それと監視カメラの部分、これを合計しまして4億6,600万円の債務負担行為をお願いしているところでございます。この4億6,600万円の中には、先ほど私の説明不足で申しわけなかったのですが、利率分総額3,400万円も込みということで、4億6,600万円全額がリース料ということでございます。

○10番（加藤信康君） はい、わかりました。3,400万円を言わないでください、言ったほうがちょっとわかりにくくなるので。

それで、済みません、もう一遍。ナイター競輪とミッドナイト競輪はどういう違いがあるのかを、まずお聞かせください。

○競輪事業課長（上田 亨君） お答えいたします。

開催する競輪のグレードもございしますが、通常の昼間に開催する競輪では、第1レースが11時ごろから開催され、最終レースが16時30分ごろになります。

これが、ナイター競輪では15時ごろから開催し、最終レースが20時30分、8時半ごろで終了となります。

一方、ミッドナイト競輪では、競輪場にお客様を入れない無観客でのレースとなります。発売方法は、電話投票やインターネット投票のみとなります。さらに、これも開催する競輪のグレードにもよりますが、出走する選手の数が変わりまして、一般のレースでは通常9名で競走しますが、ミッドナイト競輪では1レースにつき7名の選手で競走します。開催時間につきましては、21時、9時から始まり、最終レースが23時20分ごろ、11時20分ごろに終了する予定になっております。

また、レースの実施数、数ですが、これも通常の開催でしたら10レース制、11レース制、

12 レース制とございますが、ミッドナイト競輪では7レース制のみとなっております。

○10 番（加藤信康君） かなり夜遅くまで実施するということですが、実際に運用する場合、どういう対策をとられているのかをお聞かせください。

○競輪事業課長（上田 亨君） お答えいたします。

既に照明設備を設置している先進地の競輪場を視察したところ、設置する照明ですが、ライトの光が拡散しにくいLED照明を採用する競輪場や、光が拡散しないよう、ライトそのものにフードをつけるなどの対策を行っている競輪場もございます。

また、競輪競走ではゴールまで残り1周半になりますと鐘を鳴らしますが、この鐘をたたく木づち、これをプラスチック製に変更する、もしくは小さな木づちを採用し、周辺地域に鐘の音が拡散しないような取り組みを行っています。さらに、この鐘の音を集音マイクで拾うなどし、バンク内に設置した小型スピーカーで選手だけに鐘の音が聞こえるよう対策を講じている状況でございます。

○10 番（加藤信康君） いろんな対策をとられている場があると思うのですが、やっぱり何らかの影響があるからこそその対策だというふうに思います。それで、一番大事なのは、周辺住民の皆様方ですね。特に夜はやっぱり明かりというのは晴れていればよく見えますし、音も夜のほうがよく聞こえるわけですね。そういう意味では、その周辺住民の了承も含めてどういう説明をされてきたのかをお願いします。

○競輪事業課長（上田 亨君） お答えいたします。

11月2日から27日まで、隣接する5つの町内会への説明を行うとともに、御要望のありました自治会には、月例の役員会へ出席し説明を行いました。この説明の中で、現在、ナイターの場外発売を実施していますが、平均来場者が少なく、120名程度であること、それから、照明や音の関係についても、他の競輪場の実施状況を説明することで了承を得たところでございます。

○10 番（加藤信康君） 説明はされたということですが、実際にやっている場があれば、そこの職員に聞くなり、別府のほうから出向いて行って、やっぱり外の環境というのを確認していただきたいなど、実際に始めるまでにですね。やっぱり地域地域で音の伝わり方も違うと思いますので、しっかりと対策をお願いします。

最後に、競輪場で勤務する従事員の方々、特に女性が多いわけですが、勤務体制の変更等はどのようなふうになっているのかをお聞かせください。

○競輪事業課長（上田 亨君） お答えいたします。

ナイター競輪につきましては、通常の昼間の勤務内容が、夜間に変更することとなりますので、勤務時間の変更はあるものの、大きな勤務内容の変更はございません。しかしながら、ミッドナイト競輪につきましては、先ほど御説明しました無観客での開催となりますので、駐車場の誘導、それから場内の警備、清掃、車券の発売等の業務が、ほとんどなくなります。このため、現在働かれている方々や関連業者等の影響を最小限にするため、昼間の場外発売などに勤務体制をシフトするなど、そのようなことで影響を最小限にとどめるよう努めたいというふうに考えております。

○10 番（加藤信康君） 従事員の方々とも当然協議はされたというふうに思いますが、特に女性が多い、そして夕方以降、特にやっぱり奥様方も多いというふうに思っています。これまでは日中開催で、夕方以降ちゃんと家庭のことができた。御存じのとおり労働条件も決しているとは思っていません。社会保険にも入れない、そういう勤務実態の中で時間が変わる、勤務する内容は変わらないけれども時間が変わるというのはものすごい影響がある、生活に影響があるというふうに思っていますので、十分意見を聞きながら、ローテーションも含めて配慮をお願いしたいと思います。

では、これで終わりますが、あと最後1点だけ。議第114号の工事請負契約。

先週の管理棟の建てかえ工事ですけれども、最近、女性競輪というのが再開されましたけれども、これの対応はちゃんとできていますか。それだけ聞かせてください。

○競輪事業課長（上田 亨君）お答えいたします。

女子競輪を通称「ガールズケイリン」と言いますが、ガールズケイリンの対応につきましては、参加する女子選手のプライベート確保のため、参加選手の控室、それから使用するトイレ、自転車の整備場所、格納場所等のエリア区分を行うなど厳しい制限がございます。このため基本設計及び実施設計の段階で、競輪の関係団体である日本競輪選手会大分支部、さらには上部団体のJKA本部、西日本地区本部、そして公益社団法人全国競輪施行者協議会などの事前調整に努め、無事開催ができるよう準備しているところでございます。

○10番（加藤信康君）よく理解できました。ありがとうございます。

○17番（平野文活君） それでは、議第105号については、事前の説明で了解できましたので、113号農業委員会条例に限定して質疑を行わせていただきます。

今回の制定によってこれまでの農業委員の定数が、現行の13人から7人になるということで、また、定数減によって農業委員会の機能が弱まるのではないかなというような危惧もしておりますが、ただ人数が減っただけではないわけですね。これまでは13人のうち9人は、農業者による選挙で選ばれていたわけですが、この公選制が任命制に変えられるということでございます。しかも、農業者以外でも任命できる、こういう内容になっているようでありまして、これまで選挙で選ばれていたということから、農業委員会が農民の、農業者の代表機関というふうに位置づけられてきたというふうに思うわけですね。その農民の代表機関としての重みというのですか、それがやっぱり弱まるのではないかなというような危惧をしておりますが、その点についてはどう考えておりますか。

○ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） お答えいたします。

農業委員会法の改革・改正に伴いまして、今議会に関連条例を上程させていただいております。

今、御質問のありました今後の農業委員会のあり方ということなわけなのですが、まず、農業委員そのものは、農業委員の方々の人数ですが、7名ということになります、それに加えて農地利用最適化推進委員、この方々が7名、都合14名で農業委員会を構成するということになりますので、人数そのものに関しては、1名ですが、従来よりも1名ふえるということになります。

それから、公選制から任命というようになるわけなのですが、この辺に関しましても、当然その全体像といたしまして、農業に関して造詣の深い方々というのが大前提にございますので、全く農業に関係ない方々が議論するということにはなりませんので、その辺に関しましては、農家の方々の意見は十分担保されるというふうに考えております。

○17番（平野文活君） いわゆる農業委員会等に関する法律というものが変えられまして、こういう形の条例改正につながっているわけですが、旧法の第1条で農業委員会の目的ということが定められておりました。その旧法の1号の目的では、やっぱり農民の地位の向上に寄与するということが、最終的な目標というふうにされていたんですね。新しい法律では、この「農民の地位の向上に寄与する」という文言が削除されました。この公選制が任命制に変わるということとも相まって、私は農業委員会の機能の低下というものを危惧するものでございます。

もう1つ質問したいのですが、今回の法改正によって、旧法の第6条にあった農業委員会の仕事として農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議、こういう業務がなくなった、法的にはなくなった。これはなぜなのか、わかれば説明して

ください。

○ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、建議の部分に関してでございますが、法令事務から削除されております。しかしながら、農地等の利用の最適化に関する施策におきまして、PDCAサイクルを回していく、その中で必要がある場合には、関係行政機関に対しまして施策の改善意見を提出しなければならないというような形で法律改正になっておりますので、それにかわるものだというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 旧法にある建議と、今説明された意見の表明というのは、随分質的に違うのではないかなという感じを受けております。

私自身、1期だけ議会選出の農業委員として農業委員会に参加させていただいたことがあります。その際、毎回の農業委員会に出るたびに非常に疑問に感じたことがあるのですが、農業委員会に係る議事のほとんどが、いわゆる農地の転用ですね。農地を宅地にする、駐車場にするとか、そういうものを承認していくという業務が非常に多かったわけですね。農業委員会が農業の振興、あるいは農民の地位の向上、こういったことを目標にしながら、実際の業務は、何か農業がだんだん衰退していくというのですか、農地がなくなっていく、こういうことを承認せざるを得ないといえますか、非常に疑問に思ったわけです。

そうしておるときに、私の近所の農家の方から、市街化区域内の固定資産税が余りにも高いということの苦情を受けまして、たまたま農業委員になっていましたので、別府市で生産緑地制度というものが適用されていない。法律的にはありますが、これが別府市で適用されていないということについて、その制度を創設してくださいというような建議を提案したのですよね。幸いにこの農業委員会の建議として採択をされまして、市長に提出しました。その結果、別府でもその制度ができたのですけれども、もう詳しい説明はしませんが、この制度がなかなか使いにくくて、ほとんど使われていないのではないかなというふうに思いますね。いわゆる市街化区域内の農地は宅地並み課税されていまして、1反当たり数万円の税金がかかっていますね。これが生産緑地として指定されると、いわゆる市街化区域外の農地とほぼ同じ1,000円程度に、もう極端に安くなるわけですね。それによって市街化区域の中でも農業ができるという、そういうものを目指したわけですが、実際には余り使われておりません。使われておりませんが、こうした建議ができたという意味合いはあったのではないかなと、私は自分の体験からもそう思います。

今回、そういう建議の位置づけがなくなった。今度も意見は出せるというわけですから、実質的にそういった機能が低下しないように運営をしていただきたいなというふうに要望いたします。

最後に、先ほど参事からも話があった、農業委員会のほかに農地利用最適化推進委員というものが設置される、合わせて14名ということですが、この農地利用の最適化というのは、大体どういう内容、どういう業務をやろうとしているのでしょうか。

○ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） お答えいたします。

今回の法律改正の主な部分になろうかと思います。具体的な中身に関しましては、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、さらには新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくというようなことが、主な目的になっておりますし、推進委員の方々の業務とすればそういったことが主な業務になってくるというふうに思っております。

○17番（平野文活君） 担い手への農地の集積・集約というお話がありましたが、これは今もあると思うのですけれども、いわゆる高齢化により耕作ができなくなったという農地に対していろんな人に耕作をお願いするというような、何と申しますか、農地の貸し借りですかね、これを中間管理機構とかいうのができて、それがそういう仲立ちをしていると

思うのですが、別府市ではその中間管理機構が機能しているかどうか、お伺いしたいと思います。

○ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） 答えいたします。

今おっしゃったその機構が機能しているか、していないのかというのは、非常に難しい問題なわけなのですが、御承知のように別府市の場合の農地が、狭隘な農地がやっぱり多うございます、中山間地域を中心にして。機構が受け入れる前提として、かなり、田んぼでいえば圃場整備をされたような大規模な部分でないと、なかなか現実的には機構のほうを受け入れていただけないというような状況もあります。

そんな中で、現在別府市の中で機構のほうにお願いしている部分に関しては、平成26年度だったと思いますが、0.8ヘクタールということで、それ以後の動きはないような状況でございます。

○17番（平野文活君） そういう説明がありましたように、意図する機構の業務もなかなかやっぱり別府市ではうまくいかない。結局狭い農地でも経営が成り立つという条件がないと、いろんな仕組みなり制度なりをつくってもうまくいかないわけですね。ですから、今回、こうした農業委員会の条例をつくって大きく性格を変えるということをやったとしても、やっぱり農業が家族農業で経営が成り立つというような支援をしないと、これはうまくいかないのではないかなというふうに私は思います。

東山パレットなどの取り組みもあります。また、各地でホテル・旅館等の契約栽培で成功している例とか、あるいは朝市、その他の直売所の支援とか学校給食との連携とか、さまざまな形で行政がやっぱりいろいろ支援してこそ、この別府市の条件に合った農業の振興というのができるのではないかなというふうに思いますので、今回の農業委員会のこの機構の改革といいますか、それだけではやっぱりうまくいかないだろうと思いますので、ぜひ行政の支援ですね、それと連動した取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○ONSENツーリズム部参事（松永 徹君） 答えいたします。

今回の農業委員会法の改正の大前提、先ほどお話ししたような次第です。ただ現実的に、今御質問がありましたように、それをもって別府市内の農業の形が、理想のような形でいくのかということに関しては、これはちょっと考えないといけないところがあるかと思います。農業委員会のみならず、これは当然農林水産課あるいは関係課ということになります。そういった方々の御協力もいただきながら、全体的な形で今後の農業政策といいますか、農業に対する施策あたりは考えていかないといけないというふうに思っています。

○17番（平野文活君） 終わります。

○議長（堀本博行君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日13日は、委員会審査のため本会議を休会とし、次の本会議は、14日定刻から開会をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、次の本会議は、14日定刻から開会をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時31分 散会

